

基本的検討項目・基本法に基づく工程表について

1 基本的検討項目

- ① 「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」について
- ② 「国民に開かれた自律的労使関係制度」について
- ③ その他必要な事項について

2 基本法に基づく工程表

- 20年 6月13日 国家公務員制度改革基本法の施行
- 7月11日 国家公務員制度改革推進本部の設置
- 10月22日 第1回労使関係制度検討委員会の開催
- 21年 4月以降 国民に「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」を提示
- 21年度中  
(22年 3月まで) 法制上の措置に係る提言の取りまとめ
- 23年 (3年後) 通常国会に法案を提出
- 25年 (5年後) 「必要な措置」